



2017年3月16日
全国港湾16発第98号
港運同盟発17-第25号

一般社団法人 日本貿易会
会長 小林 栄三 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新屋 義信

港湾労働問題に関する申入書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. 港湾運送の持続的で健全な発展のために、適正料金支払いの徹底と港湾産別協定をはじめとした港運のルールを順守していただくこと。
2. 港湾運送の安全・安心を確保する措置について
 - (1) 改定 SOLAS 条約の趣旨にもかかわらず、荷主物流企業が証明する実態があります。それは、届出荷送人が3500社、登録確定事業者が1400社に及んでいることが示しています。本船と海上輸送の安全こそが条約の目的であり、この本末転倒といった状態を是正するために、港湾における経験豊かな「第三者証明機関」である4機関(海事検定協会、(株)シンケン、日本貨物検数協会、全日検)の起用促進にご協力いただくこと。

- (2) 海上コンテナ輸送の安全のためのガイドライン(国交省作成)は、海コン輸送事業者に対する貨物情報の開示を求めています。ガイドラインを履行する立場から、ターミナル事業者から港湾運送事業者、海コン運送事業者(ドライバー)へと、確実に貨物情報が伝達できるようご協力いただくこと。
- (3) フレキシブルバックによる液体貨物輸送は、その危険性から直ちに禁止すべきと考えます。「ブレーキを踏んだことによるバックの損傷」が事故の原因とする業務用自動車事故調査委員会の報告(16年10月30日)は、輸送の現場から見ると文字通り笑止千万と言わざるを得ないものです。危険物までもフレキシブルバックで輸送されている現状は、海上輸送の安全にとっても重大問題です。その立場から、荷主に「使用しない」ことの啓蒙を強化し、関係官署にも「禁止」の働き掛けを強めていただくこと。

以上